

令和5年度 成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

日時：令和5年7月6日（木）
15:20～17:00

会場：成瀬ダム工事事務所
1階 大会議室

次 第

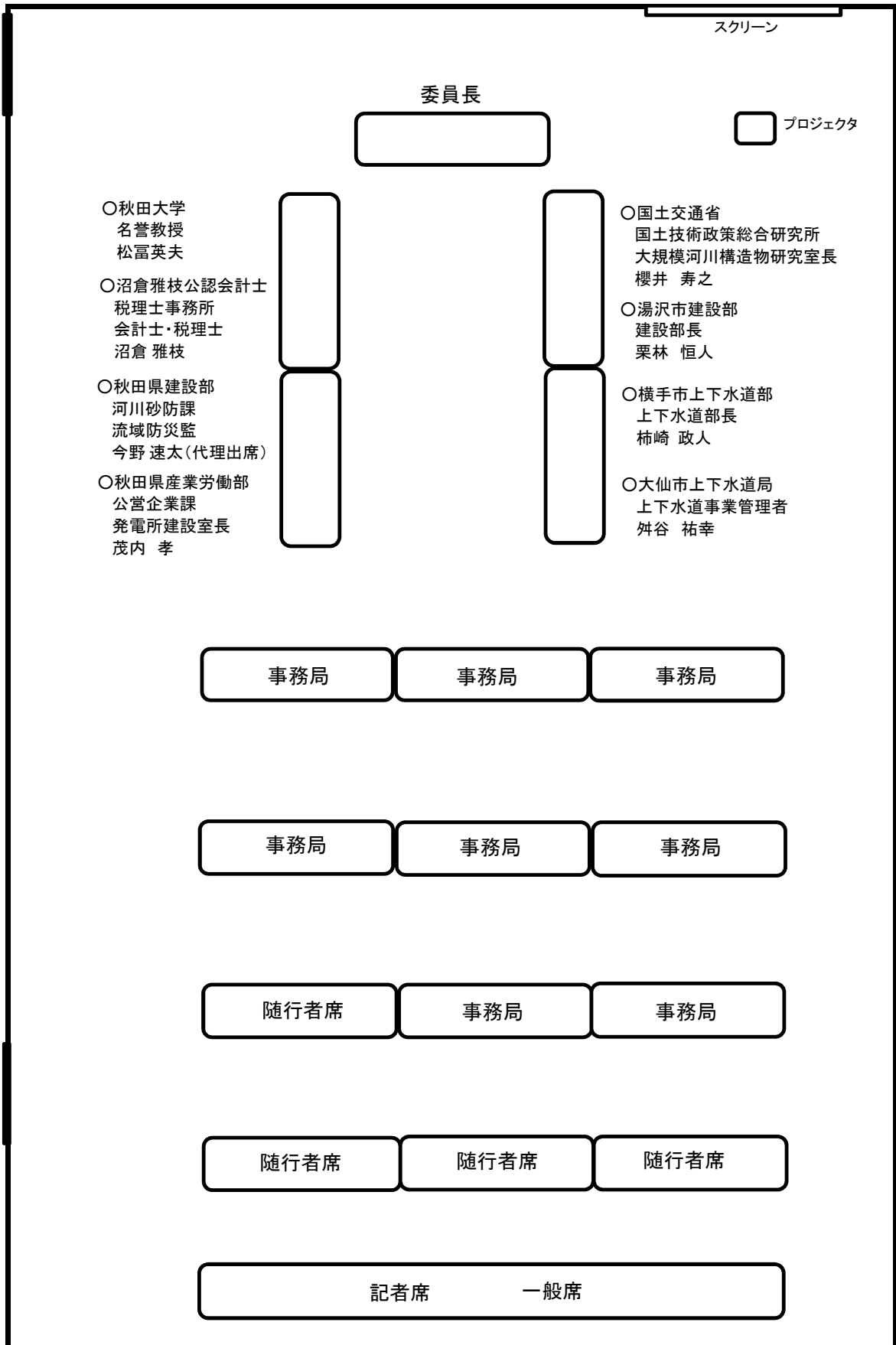
- 1 開 会
- 2 成瀬ダム工事事務所長 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 成瀬ダム建設事業の概要
 - (2) 令和4年度事業実施状況
 - (3) 令和5年度事業計画
 - (4) 事業監理
 - (5) その他
- 5 閉 会

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会 委員名簿

委員		氏名	所属	役職	備考
学識者	治水	まつとみ ひでお 松富 英夫	秋田大学	名誉教授	
	経済	ぬまぐさ まさえ 沼倉 雅枝	沼倉雅枝公認会計士税理士事務所	公認会計士・税理士	
ダム専門家		さくらい としゆき 櫻井 寿之	国土交通省 国土技術政策総合研究所	大規模河川構造物研究室長	
利水者	上水道	くりばやし つねと 栗林 恒人	湯沢市建設部	建設部長	
		かきざき まさと 柿崎 政人	横手市上下水道部	上下水道部長	
		ますや こうこう 舂谷 祐幸	大仙市上下水道局	上下水道事業管理者	
	発電	しげない たかし 茂内 孝	秋田県産業労働部	公営企業課発電所建設室長	
秋田県		きしじや ひでなり 木次谷 英成	秋田県建設部	河川砂防課長	【代理出席】 流域防災監 今野 速太

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会 座席図 (成瀬ダム工事事務所 1階 大会議室)

入口



入口

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

趣 意 書

雄物川は 秋田、山形県境に位置する大仙山に源を発し日本海に注ぐ幹川流路延長 133km、流域面積 4,710km² の一級河川である。成瀬ダムは雄物川水系皆瀬川の右支川成瀬川の上流、雄勝郡東成瀬村椿川地内に建設される多目的ダムである。

雄物川の流域は幾度となく大きな洪水被害に見舞われており、特に昭和 47 年 7 月には戦後最大規模の洪水があり、この洪水をきっかけに河川の改修計画が見直された。その後、平成 6 年の「雄物川水系工事实施基本計画」の改定により成瀬ダムが上流ダム群の 1 つに位置付けられた。また、たびたび発生する沿川の水不足が深刻な社会問題となっている。

こうしたことから、成瀬ダムは治水機能と、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水、発電の利水機能を持つ多目的ダムとして計画されている。

ダム建設事業は、多種で長期に渡る工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。その間に事業進捗や社会情勢の変化により、事業内容の変更およびそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされる事例が見受けられるところである。一方、公共事業については、一層のコスト縮減、工程遵守に取り組んでいくことが求められている。

このため、成瀬ダム建設事業全般における実施状況・進捗状況等について確認を行い、事業費・工程監理の一層の充実を図るため、本委員会を設立するものである。

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は成瀬ダム建設事業マネジメント委員会（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、成瀬ダム建設事業全般における実施状況・進捗状況等について確認を行い、事業費・工程監理の一層の充実を図るため、成瀬ダム工事事務所長に対し意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、治水並びに経済に携わる学識者、ダム専門家、雄物川流域の治水並びに成瀬ダムの利水に関わる行政担当者をもって組織するものとし、成瀬ダム工事事務所長が委嘱する。

2 委員会は、必要に応じて外部の専門家等から意見を聴取することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとし、会務を総理し委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(専門家等の招集)

第5条 専門家等の招集は、各委員の意見を聴いて委員長が行う。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 事業（事業費、事業量、実施工程）の実施状況・進捗状況の確認
- 二 コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認
- 三 その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の開催)

第7条 委員会は原則として毎年度及び基本計画変更時に開催する。また、現地調査を毎年度1回開催する。

2 前項のほか、委員長が必要と認めた場合は随時開催することができる。

(運営等)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、運営方法を定めた、成瀬ダム建設事業マネジメント委員会運営要領を定める。

(公開)

第9条 委員会は非公開とし、議事概要については公表する。ただし、委員会で別途定めた場合はこの限りでない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局成瀬ダム工事事務所工務課に置く。

(規約の改正)

第11条 本規約の改正は、委員総数の三分二以上の同意を得て行うことができる。

(附則)

第12条 この規約は 平成26年10月16日から施行する。

平成20年7月18日	規約制定
平成21年7月 2日	一部改定
平成22年6月18日	一部改定
平成23年6月17日	一部改定
平成25年7月 8日	一部改定

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会 運営要領

本運営要領は、成瀬ダム建設事業マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営に資するものである。

1. 委員会の運営に関する事項

委員会の開催は、下記のとおりとし、委員長が招集するものとする。

- ①原則として委員会は毎年度第1四半期に開催すると共に、現地調査を第3四半期に実施する。
- ②基本計画変更時に開催する。
- ③その他、委員長が必要と認めた場合。

2. 委員会の成立条件

委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、行政関係者は代理出席を認めるものとする。

3. 委員会からの意見

委員会からの意見は、出席した各委員の意見を議事要旨としてとりまとめて行う。

4. 外部からの意見聴取

意見の聴取は、委員会に出席して行うか、書面でも可能とする。

5. 委員会の所掌事項

委員会は下記事項について確認を行い、事務所長へ意見を述べるものとする。

(1) 事業の進捗状況等についての確認

①前年度の実施結果

- ・主な工事の実施結果（工事費、工事量の当初計画及び変更）
- ・主な設計、調査業務の実施結果
- ・用地取得、物件補償等の実施結果
- ・事業実施実績工程

②当該年度事業の実施計画

- ・主な工事の実施計画（工事費、工事量等）
- ・主な設計、調査業務の実施計画
- ・用地取得、物件補償の実施計画
- ・事業実施予定工程

(2) コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認

①前年度の取り組み結果

- ・実施済みのコスト縮減方策及び結果

②当該年度及び今後の取り組み予定

- ・実施予定のコスト縮減方策及び縮減額
- ・今後取り組むコスト縮減予定項目

(3) その他、委員会が必要と認めた事項

6. その他

本実施要領に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

1. 「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」は、議事を除く会議について公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。